参考様式－地熱９

モニタリングの実施及び温泉源への影響が認められた場合の対処に係る誓約書

大分県知事　　　　　　　　殿

　住所

　申請者　　　　　　　　　　　　　　　印

氏名

法人にあっては、主たる事務所の

所在地及び名称並びに代表者氏名

弊社は大分県○○市○○で地熱発電事業を計画しています。地熱発電用に温泉掘削を申請するにあたり、温泉法の趣旨を理解し以下のとおり誓約します。

・申請書に添付した影響調査計画書（試験井・生産井）に基づき、付近泉の影響調査（モニタリング）を必ず実施し、モニタリング調査結果を定期的に大分県に報告することを誓約します。

・モニタリング計画に変更が生じた際は、すみやかに大分県と協議することを誓約します。

・モニタリング結果について、地元関係者から開示を求められたときには、遅滞なく開示することを誓約します。

・モニタリング結果について、付近泉のゆう出量の減少など、温泉源への深刻な影響の兆候が認められた場合、温泉の採取を自主的に停止し原因の追及に努めることを誓約します。

・温泉の採取停止を行い、それでも温泉資源の回復が認められない場合は、（試験井・生産井）を自主的に埋孔し、廃止することを誓約します。

・掘削完了後、当該地熱発電事業実施主体が替わった場合、上記事項について引き継ぐことを誓約します。

参考様式地熱－１０

○○地域　地熱協議会　設置要綱（案）

（設置目的）

第１条　　地熱発電事業は、地域の自然環境や生活環境に配慮し、地域と共生しながら進めていくことが重要である。このため、地域社会・温泉資源・自然環境等に十分配慮しながら地域関係者と協議・調整を行うことを目的として協議会を設置する。また、協議会において、地域の温泉資源や地熱資源への影響について考慮し、地域の不安を解消しなければならない。このため、試験井の掘削計画段階から発電所運転開始後段階も噴出量や温度、周辺既存泉の兆候等を対象とするモニタリング調査を実施し、地域の状況に応じた地熱発電事業を行うため、協議会を設置し、継続的に開催することが必要である。

（所掌事項）

第２条　本会の所掌事項は、次の（１）から（３）とする。

（１）温泉資源と地熱資源における調査結果の公開、情報共有及び評価に　関するため。

（２）認識の共有とそれに基づく取り組みの実施をするため。

（３）関係者間での調整等の取り組みをするため。

（組織）

第３条　本会の委員は、以下に掲げる者について選出・組織する。

（１）影響を及ぼす可能性がある関係市町村　温泉・地熱開発担当課

（２）影響を及ぼす可能性がある温泉地区の代表者（区長等）

（３）影響を及ぼす可能性がある温泉地の温泉事業者

（４）影響を及ぼす可能性がある地域の地熱事業者

（５）その他必要と考えられる者

なお、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

（庶務）

第４条　本会の事務局は地熱開発事業者（○○株式会社等）内に設置する。

また、委員会の庶務は、地熱開発事業者（○○株式会社等）において処理する。

（会議運営）

第５条　本会の運営を以下に定める。

（１）委員の要望あるいは必要に応じ、学識経験者を会議に出席させ、意見や資料の提出を依頼できる。

（２）事務局は、議事録を作成・保管する。

（その他）

第６条　この要綱に定めたものの他、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、○年○月○日から施行する。